



情報技術－組織の IT ガバナンス

JIS Q 38500 : 2026

(ISO/IEC 38500 : 2024)

(JSA)

令和 8 年 2 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	相 薗 敏 子	株式会社日立製作所
	安 形 輝	亜細亜大学
	島 健 夫	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	永 沼 美 保	日本電気株式会社
	服 部 恵 二	総務省国際戦略局
	松 田 充 弘	独立行政法人情報処理推進機構

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 27.7.21 改正：令和 8.2.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 8.2.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会（委員会長 渡邊 創）

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 優れた IT ガバナンス	4
4.1 優れた IT ガバナンスの成果	4
4.2 原則、モデル及びフレームワーク	6
5 IT ガバナンスの原則	6
5.1 概要	6
5.2 目的 (purpose, 存在意義)	7
5.3 値値の生成	8
5.4 戦略	9
5.5 オーバーサイト	10
5.6 アカウンタビリティ	11
5.7 ステークホルダー対応 (エンゲージメント)	12
5.8 リーダーシップ	12
5.9 データ及び意思決定	13
5.10 リスクガバナンス	14
5.11 社会的責任	15
5.12 長期的な持続可能性及びパフォーマンス	16
6 IT ガバナンスのためのモデル	16
6.1 一般	16
6.2 IT ガバナンスの実践	17
6.3 IT マネジメントの実践	18
6.4 IT ガバナンスのフレームワーク	18
7 IT ガバナンスのフレームワーク	19
7.1 一般	19
7.2 フレームワークの構成要素	20
附属書 JA (参考) 組織のガバナンスの原則 (ISO 37000)	24
参考文献	25
解 説	26

まえがき

この規格は、産業標準化法第16条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Q 38500:2015**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関する確認について、責任はもたない。

日本産業規格

JIS

Q 38500 : 2026

(ISO/IEC 38500 : 2024)

情報技術—組織の IT ガバナンス

Information technology—Governance of IT for the organization

序文

この規格は、2024年に第3版として発行された ISO/IEC 38500 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。また、**附属書JA**は、対応国際規格にはない事項である。

情報技術（IT）の利活用は、組織の業務を支援するだけでなく、組織を変革するための組織の能力の一部としても、ほとんどの組織の成功に不可欠である。ITによって新たなビジネスモデルを創出できることとともに、組織のステークホルダーのニーズ及び期待に応えるために組織の成果を大幅に向上させることができると可能となる。サイバーセキュリティの脅威及び先端技術から派生するリスクの増大によって、その注目度が高まっている。

現在及び将来の IT の潜在能力が高まったことによって、効果的かつ責任ある倫理的な方法で組織の目的（purpose）を実現し、組織の戦略的方向性に合致することが確実になるように、IT ガバナンスを適切に適用する必要がある。

この規格の目的（objective）は、組織がステークホルダーによって期待されているような形で目的・経営理念（purpose）を実現するように、責任ある、革新的で持続可能な、及び戦略的な IT、データ及びデジタル能力の利活用について、経営陣にガイダンスを提供することである。この規格は、原則に基づくガイドラインを提供するものであるため、具体的な実施方法の詳細は含んでいない。

優れた IT ガバナンスを実現するために、経営陣及び関連するガバナンス、並びにマネジメントの実践に対して、次の三つのツールを利用している。

- a) **IT ガバナンスの原則**：責任ある戦略的な IT の利活用にこれらの原則を適用することで、より俊敏で適応力のある組織を実現することが可能である。
- b) **IT ガバナンスのためのモデル**：このモデルは、組織全体の主なガバナンスタスク及び相互作用を示し、IT の利活用のあらゆる側面における意思決定及び責任の明確化につながる。
- c) **IT ガバナンスのフレームワーク**：このフレームワークは、組織の IT ガバナンスの取決めが運用される要素を示す。ガバナンスの重要な活動が考慮され、組織による IT の利活用に適用されることを確実にするのに役立つ。

IT ガバナンスは、組織のガバナンスの一領域であるため、この規格は ISO 37000 及びそのガバナンスの原則と整合している。また、この規格は、効果的なガバナンスのための他のガバナンスコード及び原則と組み合わせて使用することが可能である。この規格は、単独で使用することも、ISO/IEC 38500:2015 に基づく現行のガバナンスをアップグレードするために使用することも可能である。